

はじめに

本報告書は、令和4年度に、消費者庁からの委託により、弊社が実施した「令和4年度海外主要国における消費者政策体制等に係る調査業務」報告書である。

本調査においては、昨年度調査（「令和3年度 海外主要国における消費者政策体制等に係る調査業務」）を実施した。対象国として欧州（英国、フランス、ドイツ、ベルギー、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド）、EU、北米（米国、カナダ）、大洋州（オーストラリア）、アジア（中国、韓国）の消費者政策体制を調査し、海外主要国における消費者政策が、どのような組織・体制で行われているか、消費者被害の発生に際してどのような対応・連携がとられているかなど、各国の消費者政策体制の基本的事項を整理した。

本年度調査は、昨年度調査を行ったEU、英国、米国の最新動向を追うとともに、電子商取引等の進展等により経済社会がグローバル化することに伴い、昨年度の調査の対象としていない海外主要国、欧州（イタリア、ノルウェー）、アジア（シンガポール）、南米（アルゼンチン、ブラジル）の消費者政策体制等について調査を行った。本報告書が、今後の施策の検討の一助となれば幸いである。

第1部 調査概要

1. 調査目的

電子商取引等の進展等により経済社会がグローバル化することに伴い、新たな消費者問題が発生するなど、消費者問題は多様化している。このような状況の中、海外の消費者政策体制等について、その現状把握に努めているものの、消費者問題の変遷に伴い、海外主要国の消費者政策体制も変化しているところである。そこで、我が国の今後の政策等への参考とするため、EU、英国、米国の最新動向を追うとともに、昨年度の調査の対象としていない海外主要国の消費者政策体制等について調査を行った。

2. 調査内容

(1) 調査対象国

上記目的に即した調査対象を、以下の(ア)(イ)の条件を考慮し協議の上、以下の国とした。

(ア) EU、英国、米国

(イ) イタリア、ノルウェー、シンガポール、アルゼンチン、ブラジルの計8か国

(2) 主要調査項目

ア.(1)の(ア)の対象国について

EU、英国、米国における消費者保護に係る指令や法令等の改正や審議・検討状況や判例展開を中心に、近時のEU、英国、米国における消費者政策の動向やトレンドについて有識者の意見を交えて検討を行い調査内容を定めた。

イ. 消費者行政の推進に必要な体制等に関する事項(相談受付体制等)

(1)の(イ)の対象国において以下の事項を調査した。

- ①政府機構内における消費者当局の位置づけ及びその概要
- ②消費者関連法規の所管状況(本数、法律名、専管・共管の区分)
- ③消費者政策に関連する基本計画等の概要
- ④消費者当局が政策立案の基礎となる事実・社会状況等を把握するための仕組み(政策の必要性の根拠となる各種データの収集及び利活用に関する取組を含む。)
- ⑤地方における消費者行政の仕組み及び中央の消費者政策機関との関係
- ⑥消費者行政の最近の動き
- ⑦消費生活相談の受付体制

3. 調査実施期間

契約日（令和4年9月22日）から令和5年3月31日（金）まで

4. 調査実施機関

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
（略称：WIP ジャパン株式会社）

5. 調査方法

上記2（1）の調査対象国等について、上記2（2）の調査項目に関し、事前調査を実施し、令和4年9月27日及び30日に計画書の提出及び会議を行い、調査対象国及び調査項目について検討を行った。

文献や公的機関のウェブサイト等において詳細に調査を実施し、必要な情報を収集した。出典については、文献であれば文献名（該当ページ）、公的機関のウェブサイトであればサイトのアドレスを明記し、法令であれば条項まで記載した。

6. 有識者監修

EU・米国・英国を中心に本調査で取り扱う対象国（アルゼンチン・ブラジルを除く。）に関して包括的な監修を慶應義塾大学大学院の鹿野菜穂子教授、龍谷大学法学部の中田邦博教授及び京都大学大学院のカライスコス アントニオス准教授に依頼した。EUの状況については國學院大學の川村尚子専任講師の論考（「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」）から本編に引用及び参考資料として全文を巻末に収録した。一方、アルゼンチン及びブラジルの消費者政策体制に関する状況については、慶應義塾大学法学部の前田美千代教授に本編の調査についての監修をお願いした。これまで両国が調査対象になっていなかったこともあり、今回アルゼンチン及びブラジルの状況に関するまとまった論考の執筆を同教授に依頼し巻末に収録した。